

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に 関する支援制度

平成 23 年 3 月

社団法人 全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する支援制度

産業廃棄物処理業において地球温暖化防止に効果的な対策として、発電施設の設置や化石燃料に代わる新エネルギーの利用促進、またそれぞれを効率的に組み合わせた事業等が有効であります。

これらの対策を効果的に実施するための主な支援制度を以下の通りまとめました。各企業においては有効にご活用頂ければと思います。

なお、適用対象者、適用範囲等の詳細については、各担当部署に確認を頂ければと思います。

目次

1. 一覧表	2
2. 助成制度	6
(1) 施設関係	6
① 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	6
② 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業	7
③ エネルギー使用合理化事業者支援補助金	8
④ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金	9
(2) 車両関係	10
① 低公害車等普及促進対策	10
② クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金	11
③ 先進的次世代車普及事業	12
(3) 発電、燃料製造関係	13
① 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	13
② 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金	14
③ 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	15
④ ガスコージェネレーション推進事業補助金	16
(4) その他	17
① 木質バイオマス利用促進整備（森林・林業・木材産業づくり交付金）	17
3. 融資制度	18
① 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）	18
② 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）	18
③ 環境・エネルギー対策資金（廃棄物処理・排出抑制・有効利用関連）	19
④ 環境・エネルギー対策資金（建設機械関連）	19
⑤ 環境・エネルギー対策資金（低公害車関連）	20
⑥ 環境・エネルギー対策資金（エコアクション 21、温室効果ガス排出削減関連）	20
⑦ 食品安定供給施設整備資金	21
⑧ 畜産経営環境調和推進資金	21

4. 税制制度	22
① 自動車グリーン税制（自動車税、自動車取得税）	22

(2011年3月現在)

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する
支援制度（制度の一覧表）

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助額等	頁番号
1	助成	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	温室効果ガスの自主削減 目標設定に係る設備補助 事業	自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事 業者に対し、省エネ等によるCO ₂ 排出抑制設備導 入への補助を行います。	国内における省エネルギー等によるCO ₂ 排出抑制設備の整備	補助対象経費の総額の1/3	6
2	助成 (新規)	環境省 総合政策局 環境計画課	低炭素化に向けた事業者 連携型モデル事業	事業者が連携するために最適な設備の整備や効 率的な運用を行うためのシステム構築ならびに 効果的な対策の導入の組合せにより事業者の連 携による低炭素化に向けたモデル的な取組につ いて、費用の一部を国が補助します。	技術的に確立され、①削減効果が確認されている対策の共同 導入、②既存設備の能力の最大限活用、③相互連携システム 構築の組合せ、により、温室効果ガス25%削減目標を達成で きる事業	総事業費の1/2を上限とする補助	7
3	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新 エネルギー部 省エネルギー対策 課	エネルギー使用合理化事 業者支援補助金	事業者が計画した省エネルギーへの取り組みの うち、「技術の普及可能性・先端性」、「省エ ネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政 策的意義の高いものと認められる設備導入費 (リプレースに限る)の一部を国が補助しま す。特に、先端的な設備・技術や中小企業の取 り組みに対する導入補助に重点を置いていま す。	① 省エネ設備設置に係るもの ② 高効率省エネ機器等の設置に係るもの(運輸関連他の認 定機器)	事業者単独事業：1/3以内 複数事業者連携：1/2以内	8
4	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新 エネルギー部 省エネルギー対策 課	住宅・建築物高効率エネ ルギーシステム導入促進 事業費補助金	新築、既築の住宅や建築物(ビル、病院等)に 省エネルギー性能の高い高効率エネルギーシ ステムやビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS)を導入する際に費用の一部を国が補助 します。	① 建築物に係るもの ② 住宅に係るもの ③ BEMS導入支援事業	①②③：1/3	9
5	助成 (変更)	国土交通省 自動車交通局	低公害車等普及促進対策	バス・トラック事業者を中心に、低公害車等の 普及を促進するため、CNGバス・トラック等の導 入費用の一部を国が補助します。	<新車の導入> ①CNGトラック・バス ②ハイブリッドトラック・バス・タクシー ③電気自動車(プラグインハイブリッド含む) <使用過程車> ④使用過程車のCNG車・電気バスへの改造	①②：通常車両価格との差額の1/3 以内(※1)又は車両本体価格の1/4 以内 ③：通常車両価格との差額の1/2以 内(※1)又は車両本体価格の1/4以 内 ④：改造費の1/3以内 ※1小規模事業者に対しては、通常 車両価格との差額の1/2以内を補助 することにより特に支援 ※2環境性能に優れた電気自動車 も、通常価格差との差額の1/2以内 を補助することにより特に支援	10
6	助成 (変更)	資源エネルギー庁 省エネルギー・新 エネルギー部 新エネルギー対策 課	クリーンエネルギー自動 車等導入促進対策費補助 金	クリーンエネルギー自動車・燃料等供給施設の 設置に対する費用の一部を国が補助します。	① クリーンエネルギー自動車の導入 ・電機自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル自動車 ② 充電設備等の設置 ・充電設備 ・天然ガススタンド ・LPガススタンド	①：通常車両との価格差の1/2以内 ②：設置費の1/2以内	11

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助額等	
7	助成 (新規)	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課	先進的次世代車普及事業	次世代車（ハイブリッドオフロード車）を対象に、導入費用の一部を国が補助します。	ハイブリッドオフロード車の導入（民間団体のみ）	通常車両との価格差の1/2 リース費用の1/2	12
8	助成 (変更)	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用、電動式塵芥収集車の導入を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助します。	①廃棄物エネルギー導入事業 a 廃棄物高効率熱回収 b バイオマス発電 c バイオマス熱供給 d 廃棄物・バイオマス燃料製造 e ごみ発電ネットワーク f 熱輸送システム ②電動式塵芥収集車導入補助事業	① a～d：施設の高効率化に伴う増高費用 ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度 ① e～f：補助対象となる施設整備費の1/2を限度 ②：通常車両との差額の1/2	13
9	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金	先進的な新エネルギー等設備であり、要件を満たす設備を導入する事業者に対し、導入設備費の一部を国が補助します。	①地域新エネルギー等導入促進事業 ②新エネルギー等事業者支援対策事業 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、太陽熱利用、小水力発電、地熱発電（バイナリ発電方式）等 ※ただし、新規募集せず	①地方自治体と連携して行う設備導入：1/2以内 ②民間事業者による設備導入：1/3以内	14
10	助成 (新規)	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	再生可能エネルギーの熱利用分野での導入について、波及効果の期待できる案件を中心に熱利用設備の導入に対して導入設備費の一部を国が補助します。	・太陽熱利用 ・地中熱利用 ・温度差エネルギー利用 ・バイオマス熱利用 ・雪氷熱利用	地方自治体等による熱利用設備導入及び地方自治体と連携して行う熱利用設備導入：1/2以内 民間事業者による熱利用設備導入：1/3以内	15
11	助成 (新規)	資源エネルギー庁 ガス市場整備課	ガスコージェネレーション推進事業補助金	高効率運転を行うもの及び熱の面的利用に資する天然ガスコージェネレーションの導入に対して導入設備費の一部を国が補助します。	天然ガスコージェネレーションの導入	1/2又は1/3	16
12	助成	林野庁 木材利用課	木質バイオマス利用促進整備（森林・林業・木材産業づくり交付金）	木質バイオマスを利活用する施設（発電施設、熱供給施設、木質ペレット製造業施設、ボイラー等）の整備費の一部を国が補助します。	① 林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備 ② 未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利活用するチップ製造施設等の整備 ③ 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な施設の整備	①②③：定額（1/2、1/3）	17

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助額等	頁数
13	融資	日本政策金融公庫	環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）	非化石エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金の融資を行います。	発電設備（太陽光、風力、廃棄物、燃料電池及びバイオマスエネルギーに限る）、熱利用設備、燃料製造設備等	非化石エネルギー設備：特別利率③	18
14	融資		環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）	省エネルギー施設を取得するために必要な設備資金の融資を行います。	ヒートポンプ方式熱源装置、廃熱ボイラー、省エネルギー型工業炉、コージェネレーションシステム等	2億7千万円まで：特別利率② 2億7千万円超：基準利率	18
15	融資		環境・エネルギー対策資金（廃棄物処理・排出抑制・有効利用関連）	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等の公害防止施設等を取得するために必要な設備資金の融資を行います。	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等	4億円まで：特別利率② 4億円超：基準利率	19
16	融資（新規）		環境・エネルギー対策資金（建設機械関連）	国土交通省に認定された建設機械を取得するために必要な設備資金の融資を行います。	「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械 国土交通省が策定した「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械 国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定された建設機械	4億円まで：特別利率①、特別利率②、基準利率 4億円超：基準利率	19
17	融資（新規）		環境・エネルギー対策資金（低公害車関連）	低公害車を取得するために必要な設備資金の融資を行います。	天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車またはポスト新長期規制適合車（ディーゼル車に限る）	4億円まで：特別利率①、特別利率②、特別利率③ 4億円超：基準利率	20
18	融資		環境・エネルギー対策資金（エコアクション21、温室効果ガス排出削減関連）	エコアクション21の第三者認証を取得したもの（取得見込みを含む）が、認証を取得する上で掲げた環境目標等を達成するために必要な設備資金及び長期運転資金の融資を行います。	環境目標等の達成に必要な設備等	2億7千万円まで：特別利率① 2億7千万円超：基準利率	20
19	融資		食品安定供給施設整備資金	食品残さの再資源化等を行う事業に対する融資を行います。	食品残さの選別・堆肥化施設の整備、食品残さからの有用食品素材の抽出・精製等	特別利率 融資率の上限：40%	21
20	融資		畜産経営環境調和推進資金	都道府県知事により「処理高度化施設整備計画」又は「共同利用施設整備計画」の認定を受けた事業に対する融資を行います。	家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等	融資限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い方 個人 3,500万円 法人 7,000万円	21
21	優遇税制	国土交通省	自動車グリーン税制（自動車税、自動車取得税）	燃費性能の各基準により、自動車税、自動車取得税の軽減を行います。	排出ガス性能及び燃費性能の一定基準を満たす低燃費自動車、電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車	自動車税の軽減 自動車取得税の課税標準の特例措置	22

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する
支援制度（制度の概要）

2. 助成制度

(1) 施設関係

① 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

制度概要	<p>自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、省エネ等による CO₂ 排出抑制設備導入費用の一部を国が補助します。補助申請は、目標とする削減量を申告し、補助の費用効率性が高い事業者を優先的に採択することを原則としています。参加は、工場・事業場単位となります。(例：重油だきボイラーの天然ガスボイラーへの転換)</p>
対象事業・設備	<p>国内における、省エネルギー等による CO₂ 排出抑制設備の整備</p> <p>※ただし、業務用太陽光発電施設については、補助対象外となる</p>
対象条件等	<p>本設備補助事業で採択された事業者は、補助金交付の条件として、「目標保有参加者タイプ A」として自主参加型国内排出量取引制度に参加する。</p> <p>設備補助の採択基準は、補助の費用効率性の良い事業 (=tCO₂ 削減当たりの補助額の低い事業) を優先的に採用することを原則とする。ただし、費用効率性は、工場と事業場 (オフィス等) の部門に分けた上で比較する。</p> <p>補助の費用効率性 = 補助額 / (年度内の CO₂ 排出削減予想量 × 設備の法廷耐用年数)</p>
補助額	補助対象経費の総額の 1/3
補助期間	原則、単年度。
問い合わせ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
URL	http://www.et.chikyukankyo.com/index.html

② 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業

<p>制度概要</p>	<p>事業者が連携するために最適な設備の整備や効率的な運用を行うためのシステム構築ならびに効果的な対策の導入の組合せにより事業者の連携による低炭素化に向けたモデル的な取組について、費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>技術的に確立され、①削減効果が確認されている対策の共同導入、②既存設備の能力の最大限活用、③相互連携システム構築の組合せにより、温室効果ガス 25%削減目標を達成できる事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p><補助対象者> 民間団体</p> <p><補助対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1990 年比で、温室効果ガス 25%目標を達成すること ・ 事業者間が連携して実施することで、単体対策として実施するよりも、削減効果や費用対効果が高くなること ・ 事業完了後は、環境省が効果検証を行い、その結果を公表 <p>※効果検証の結果、削減目標を達成していない場合には、補助金を返還</p>
<p>補助額</p>	<p>総事業費の 1/2 を上限とする補助</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 総合環境政策局 環境計画課</p>
<p>URL</p>	<p></p>

③ エネルギー使用合理化事業者支援補助金

<p>制度概要</p>	<p>事業者が計画した省エネルギーへの取り組みのうち、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費（リプレースに限る）の一部を国が補助します。特に、先端的な設備・技術（※）や中小企業の取り組みに対する導入補助に重点を置いています。</p> <p>※「先端的な設備・技術」とは、市場に普及しきっておらず、一定のリスクが残っており、一定の費用（投資）回収期間が必要なものを指す。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① 省エネ設備設置に係るもの ② 高効率省エネ機器等の設置に係るもの（運輸関連他の認定機器）</p>
<p>対象条件等</p>	<p>①省エネ設備設置に係るもののみ記載</p> <p><補助対象者> 全業種を対象とする。ただし、シェアードESCO事業者及びリース事業者等が申請する場合は、設備設置事業者との共同申請とする。また、経営主体が異なる複数の工場等事業者間で総合的な省エネルギー対策を実施する複数連携事業については、連携する各事業者による共同申請とする。</p> <p><補助対象事業> 省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。 なお、省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業、高性能工業炉導入事業、天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー設備導入事業、業務その他部門(オフィスビル・小売店舗・病院・学校等)における省エネルギー事業、中小企業（中小企業基本法の定義に基づく）における省エネルギー事業を重点的に支援する。</p>
<p>補助額</p>	<p>事業者単独事業：1/3 以内 複数事業者連携：1/2 以内</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課</p>
<p>URL</p>	

④ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金

<p>制度概要</p>	<p>断熱性の向上や、高効率機器等の導入による建築物の省エネ化等を促進するため、新築、既築の住宅や建築物（ビル、病院等）に省エネルギー性能の高い高効率エネルギーシステムやビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する際に費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① 建築物に係るもの ② 住宅に係るもの ③ BEMS 導入支援事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>①建築物に係るもののみ記載</p> <p>○建築物に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高効率エネルギーシステムを導入すること。 ・新築、増築及び改築の場合、建物全体の標準年間エネルギー消費量を 25%程度削減できること。 ・既築の場合、建物全体の過去 3 年間のエネルギー消費量平均値を 25%程度削減できること。 ・エネルギー管理体制・補助事業の遂行能力を有すること。 ・当該システムを導入後、3 年間継続して省エネルギーに関する報告が可能なこと。
<p>補助額</p>	<p>①②③ : 1/3</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課</p>
<p>URL</p>	

(2) 車両関係

① 低公害車等普及促進対策

<p>制度概要</p>	<p>大都市地域等における大気汚染対策、地球温暖化対策及び原油価格高騰対策の観点から、バス・トラック事業者を中心に、低公害車等の普及を促進するため、CNG バス・トラック等の導入費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p><新車の導入> ①CNG トラック・バス ②ハイブリッドトラック・バス・タクシー ③電気自動車（プラグインハイブリッド含む） <使用過程車> ④使用過程車の CNG 車・電気バスへの改造</p>
<p>対象条件等</p>	<p><対象車の条件等> ①CNG トラック・バス ・ PM は排出せず、NOx は 5 割以上低減 ・ CNG スタンドが必要 ②ハイブリッドトラック・バス・タクシー ・ 内燃機関とモーターの 2 つの動力源を持つ ・ 新たなインフラ整備の必要がない ③電気自動車（プラグインハイブリッド含む） ・ NOx・PM、CO₂ 排出ゼロ</p>
<p>補助額</p>	<p>①②：通常車両価格との差額の 1/3 以内（※1）又は車両本体価格の 1/4 以内 ③：通常車両価格との差額の 1/2 以内（※2）又は車両本体価格の 1/4 以内 ④：改造費の 1/3 以内</p> <p>※1 小規模事業者に対しては、通常車両価格との差額の 1/2 以内を補助することにより特に支援 ※2 環境性能に優れた電気自動車も、通常価格差との差額の 1/2 以内を補助することにより特に支援</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>国土交通省 自動車交通局</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.mlit.go.jp/jidosha/kankyo.html</p>

② クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金

<p>制度概要</p>	<p>運輸部門における新エネルギー利用促進、省エネルギーの推進及びCO₂、NO_x等有害物質の排出抑制を図るため、民間事業者等のクリーンエネルギー自動車・燃料等供給施設の設置に対する費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>① クリーンエネルギー自動車等の導入 ・電機自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル自動車 ② 燃料供給設備の設置 ・充電設備 ・天然ガススタンド ・LP ガススタンド</p>
<p>対象条件等</p>	<p>②充電設備のみ記載</p> <p><対象設備の条件> 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力 10kW 以上のもの又は交流電源装置のみを有し電池の充電を制御する機能を持たず、漏電遮断器及びパイロットコントロール機能を有するもの。</p> <p>※なお、平成 23 年度より、当制度を通じて新たに導入された電気自動車によるCO₂削減量を測定・数値化し、「国内クレジット制度」として大企業等による活用を推進する</p>
<p>補助額</p>	<p>①：通常車両との価格差の 1/2 以内 ②：設置費の 1/2 以内</p>
<p>補助期間</p>	<p>原則、単年度。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 石油流通課、ガス市場整備課</p>
<p>URL</p>	<p>(中) 電動車両普及センター http://www.cev-pc.or.jp/ (中) 都市ガス振興センター http://www.gasproc.or.jp/index.html</p>

③ 先進的次世代車普及事業

<p>制度概要</p>	<p>一層の CO₂ 及び大気汚染物質排出量の削減を図るため、本格的な普及に至っていない先進的な次世代車（ハイブリッドオフロード車）を対象に、導入費用の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>ハイブリッドオフロード車の導入</p>
<p>対象条件等</p>	<p><補助対象者> 民間団体</p> <p>ハイブリッドオフロード車 ・油圧ショベル、フォークリフト等の公道を走行しない特殊業者のうち、エンジン・モーター・蓄電装置の組み合わせにより、エネルギー回生機能を備えたもの</p>
<p>補助額</p>	<p>通常車両との価格差の 1/2 リース費用の 1/2</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.env.go.jp/air/car/lev/sup.html</p>

(3) 発電、燃料製造関係

① 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

<p>制度概要</p>	<p>廃棄物を主たる業とする民間事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設またはバイオマスエネルギー利用施設、地方公共団体または民間事業者等が電動式塵芥収集車の導入を実施する際に、事業実施に必要な経費の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>①廃棄物エネルギー導入事業 a 廃棄物高効率熱回収 b バイオマス発電 c バイオマス熱供給 d 廃棄物・バイオマス燃料製造 e ごみ発電ネットワーク f 熱輸送システム ②電動式塵芥収集車導入補助事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>①廃棄物エネルギー導入 <補助対象者> 民間事業者等 <補助対象施設・事業> ・ 一定以上のエネルギー利用効率等の要件を満たすもの ・ 廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの ・ 地球温暖化防止に資する効果が高く、かつ事業者の取組として先進的であり、他事業者への波及効果が高いもの ・ 熱利用先または製造された燃料の販売先が確定されているもの ・ その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等 ②電動式塵芥収集車導入補助事業 <補助対象者> 地方公共団体及び民間事業者等</p>
<p>補助額</p>	<p>① a～d：施設の高効率化に伴う増嵩費用 ただし、補助対象となる施設整備費の 1/3 を限度 ① e～f：補助対象となる施設整備費の 1/2 を限度 ②：通常車両との差額の 1/2</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課</p>
<p>URL</p>	<p>http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</p>

② 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金

<p>制度概要</p>	<p>先進的な新エネルギー等設備であり、要件を満たす設備を導入する事業者に対し、導入設備費の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>①地域新エネルギー等導入促進事業 ②新エネルギー等事業者支援対策事業</p> <p><新エネルギーの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 ・風力発電 ・バイオマス発電 ・バイオマス熱利用 ・太陽熱利用 ・小水力発電 ・地熱発電（バイナリ発電方式）
<p>対象条件等</p>	<p><補助対象者></p> <p>①地方公共団体及び民間事業者 ②民間事業者</p> <p>※平成 23 年度は新規募集を行わず、既採択分の後年度負担のみ</p>
<p>補助額</p>	<p>①地方自治体と連携して行う設備導入：1/2 以内 ②民間事業者による設備導入：1/3 以内</p>
<p>補助期間</p>	<p>最大 4 年間。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課</p>
<p>URL</p>	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/save06.htm</p>

③ 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金

<p>制度概要</p>	<p>再生可能エネルギーの熱利用分野での導入について、波及効果の期待できる案件を中心に熱利用設備の導入に対して、導入設備費の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>①地域再生エネルギー熱導入促進対策事業 ②再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業</p> <p><再生可能エネルギー熱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱利用 ・温度差エネルギー利用 ・バイオマス熱利用 ・雪氷熱利用 ・地中熱利用
<p>対象条件等</p>	<p><補助対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体及び民間事業者 ②民間事業者 <p><補助対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の取り組みとしての先進性等がある再生可能エネルギー熱の種類ごとの規模要件等を満たす設備 ②先進的な再生可能エネルギー熱設備であって、再生可能エネルギーの種類ごとの規模要件等を満たす設備
<p>補助額</p>	<p>①地方自治体と連携して行う設備導入：1/2 以内 ②民間事業者による設備導入：1/3 以内</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課</p>
<p>URL</p>	<p></p>

④ ガスコージェネレーション推進事業補助金

<p>制度概要</p>	<p>高効率運転を行うもの及び熱の面的利用に資する天然ガスコージェネレーションの導入に対して導入設備費の一部を国が補助します。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>天然ガスコージェネレーションの導入</p>
<p>対象条件等</p>	<p><補助対象者> 設置者</p> <p>※本事業の概要・目的 近年、官民の革新的な技術開発により、セラミック等の耐熱部品を用いた高温運転の実現や、ミラーサイクルにより高い発電効率を持つ天然ガスコージェネが開発され、高い省エネ性やCO₂削減が期待できるようになった。 一方、需要家において初期投資がかかる天然ガスコージェネレーションの導入が停滞している。 このため、高効率運転を行うもの及び熱の面的利用に資する天然ガスコージェネレーションの導入を促進することで、省エネ・省CO₂及びコージェネの技術向上・コストダウンを図る。</p>
<p>補助額</p>	<p>1/3 及び 1/2</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 ガス市場整備課</p>
<p>URL</p>	<p></p>

(4) その他

① 木質バイオマス利用促進整備（森林・林業・木材産業づくり交付金）

制度概要	地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携の下、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として利用促進するため、利活用する施設（発電施設、熱供給施設、木質ペレット製造業施設、ボイラー等）の整備費の一部を国が補助します。
対象事業・設備	① 林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備 ② 未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利活用するチップ製造施設、バイオマス発電設備、熱供給施設、ペレット製造施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設、製品の原料として利活用する木材成分抽出利用施設、木質系粗飼料製造施設等の木質バイオマス製品供給施設の整備 ③ 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な施設の整備
対象条件等	<対象事業者> 民間事業者においては、地域に賦存する木質バイオマスの総合的な利活用に取り組む地域において事業を行う場合又は、B材・C材等の安定取引協定を森林所有者等と締結するなどにより地域材を利用する民間事業者が事業を行う場合、「CO ₂ 排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業のうち木質ペレット地域流通整備事業」に取り組む場合に限る。
補助額	①②③：定額（1/2、1/3）
補助期間	事業期間：平成20年度～24年度
問い合わせ先	林野庁 木材利用課
URL	http://www.maff.go.jp/aid/index.html

3. 融資制度

① 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）

制度概要	非化石エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金の融資を行います。
対象事業・設備	発電設備（太陽光、風力、廃棄物、燃料電池及びバイオマスエネルギーに限る）、熱利用設備、燃料製造設備等
金利等	非化石エネルギー設備：特別利率③
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

② 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）

制度概要	省エネルギー施設を取得するために必要な設備資金の融資を行います。
対象事業・設備	ヒートポンプ方式熱源装置、廃熱ボイラー、省エネルギー型工業炉、コ・ジェネレーションシステム等 ※既存の平均的な設備に対し、省エネルギー効果が25%以上のもの。設備更新の場合、更新前の設備に対し、省エネルギー効果が40%以上のもの。
金利等	2億7千万円まで：特別利率② 2億7千万円超：基準利率
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

③ 環境・エネルギー対策資金（廃棄物処理・排出抑制・有効利用関連）

制度概要	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等の公害防止施設等を取得するために必要な設備資金の融資を行います。
対象事業・設備	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等
金利等	4億円まで：特別利率② 4億円超：基準利率
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

④ 環境・エネルギー対策資金（建設機械関連）

制度概要	国土交通省に認定された建設機械を取得するために必要な設備資金の融資を行います。
対象事業・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械 ・国土交通省が策定した「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械 ・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定された建設機械
金利等	4億円まで：特別利率①、特別利率②、基準利率 4億円超：基準利率
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

⑤ 環境・エネルギー対策資金（低公害車関連）

制度概要	低公害車を取得するために必要な設備資金の融資を行います。
対象事業・設備	天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車またはポスト新長期規制適合車（ディーゼル車に限る）
金利等	4億円まで：特別利率①、特別利率②、特別利率③ 4億円超：基準利率
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

⑥ 環境・エネルギー対策資金（エコアクション21、温室効果ガス排出削減関連）

制度概要	エコアクション21の第三者認証を取得したもの（取得が見込まれるものを含む）が、認証を取得する上で掲げた環境目標等を達成するために必要な設備資金及び長期運転資金の融資を行います。
対象事業・設備	環境目標等の達成に必要な設備等
金利等	2億7千万円まで：特別利率① 2億7千万円超：基準利率
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/27.html

⑦ 食品安定供給施設整備資金

制度概要	食品残さの再資源化等を行う事業に対する融資を行います。
対象事業・設備	食品残さの選別・堆肥化施設の整備、食品残さからの有用食品素材の抽出・精製等
金利等	特別利率 融資率の上限：40%
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.afc.jfc.go.jp/finance/fund.html

⑧ 畜産経営環境調和推進資金

制度概要	都道府県知事により「処理高度化施設整備計画」又は「共同利用施設整備計画」の認定を受けた事業に対する融資を行います。
対象事業・設備	家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等
金利等	融資限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い方（特認要件あり） 個人 3,500万円 法人 7,000万円
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	http://www.afc.jfc.go.jp/finance/fund.html

4. 税制制度

① 自動車グリーン税制（自動車税、自動車取得税）

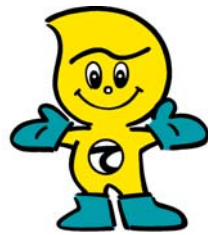
制度概要	燃費性能の各基準により、自動車税、自動車取得税を軽減します。
対象事業・設備	排出ガス性能及び燃費性能の一定基準を満たす低燃費自動車、電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車
軽減内容	自動車税の軽減 自動車取得税の課税標準の特例措置
問い合わせ先	国土交通省
URL	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000005.html

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する
支援制度

社団法人 全国産業廃棄物連合会

Tel.03-3224-0811（代） Fax.03-3224-0820
〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第 2AB ビル 4F
<http://www.zensanpairen.or.jp/>

※ 無断複写・転載を禁じます



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」